

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年 6 月25日
【会社名】	株式会社淀川製鋼所
【英訳名】	Yodogawa Steel Works,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 栄一
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市中央区南本町四丁目 1 番 1 号
【電話番号】	0 6 (6 2 4 5) 1 1 1 3
【事務連絡者氏名】	I R 室長 出口 尊之
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区新富一丁目 3 番 7 号 (東京支社)
【電話番号】	0 3 (3 5 5 1) 1 1 7 1
【事務連絡者氏名】	東京支社総務部総務グループリーダー 松本 平夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) 株式会社淀川製鋼所東京支社 (東京都中央区新富一丁目 3 番 7 号)

1【提出理由】

2025年6月24日開催の当社第126期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2025年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

< 会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

第1号議案 定款一部変更の件

「株式会社ヨドコウ」に商号を変更すべく定款を変更する。

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役として、田中栄一、隈元稔夫、服部 格、崎永清一、小林貞人、久世勝之、石原美保の7名を選任する。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、安原 徹を選任する。

< 株主提案（第4号議案から第11号議案まで）>

第4号議案 剰余金の配当等の決定機関に係る定款変更の件

剰余金の配当等について、株主総会の決議によって定めることができるよう定款を変更する。

第5号議案 剰余金を処分する件

第4号議案が承認可決されることを条件として、2024年度における配当金を連結配当性向100%以上、D O E 6 %相当額とする。

第6号議案 事業ポートフォリオ計画の策定及び開示に係る定款変更の件

事業ポートフォリオ計画の策定及び開示に係る定款の章及び条文を新設する。

第7号議案 株主優待制度に係る定款変更の件

株主優待制度に係る定款の章及び条文を新設する。

第8号議案 株主優待制度の廃止の件

第7号議案が承認可決されることを条件として、2025年3月期の株主優待制度を廃止する。

第9号議案 自己株式の消却に係る定款変更の件

自己株式の消却に係る定款の章及び条文を新設する。

第10号議案 自己株式の消却の件

第9号議案が承認可決されることを条件として、当社の自己株式を全て消却する。

第11号議案 相談役・顧問等の廃止に係る定款変更の件

相談役・顧問等に係る定款の章及び条文を新設する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

< 会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合	
第1号議案	254,362	811	2	（注）1	可決	（99.52%）
第2号議案				（注）2		
田中 栄一	230,010	25,163	2		可決	（89.99%）
隈元 稔夫	230,457	24,716	2		可決	（90.17%）
服部 格	229,970	25,203	2		可決	（89.98%）
崎永 清一	253,835	1,338	2		可決	（99.31%）
小林 貞人	230,831	24,342	2		可決	（90.31%）
久世 勝之	230,918	24,255	2		可決	（90.35%）
石原 美保	231,067	24,106	2		可決	（90.41%）
第3号議案				（注）2		
安原 徹	231,322	631	23,222		可決	（90.51%）

< 株主提案（第4号議案から第11号議案まで）>

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合	
第4号議案	66,136	188,969	2	（注）1	否決	（25.88％）
第5号議案（注）3	-	-	-	-	-	-
第6号議案	27,733	227,370	2	（注）1	否決	（10.85％）
第7号議案	44,235	210,867	2	（注）1	否決	（17.31％）
第8号議案（注）3	-	-	-	-	-	-
第9号議案	45,796	209,306	2	（注）1	否決	（17.92％）
第10号議案（注）3	-	-	-	-	-	-
第11号議案	73,036	182,070	2	（注）1	否決	（28.58％）

- （注）1．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3．第5号議案、第8号議案及び第10号議案は、それぞれ第4号議案、第7号議案及び第9号議案が否決され審議の必要がなくなったため、議決権数の集計をしておりません。

（4）議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより各可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以 上